

いわき市サービス付き高齢者向け住宅に係る報告及び立入検査等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）第24条に規定する報告及び立入検査並びに法第25条の規定による指示に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業開始の報告)

第2条 法第24条第1項の登録事業者又は登録事業者から登録住宅の管理若しくは高齢者生活支援サービスの提供を委託された者（以下「登録事業者等」という。）は、法第7条第5項に規定する登録事業（以下「登録事業」という。）を開始するときは、サービス付き高齢者向け住宅事業開始報告書（第1号様式）により当該登録事業を開始する日の14日前までに市長に報告するものとする。

(事故発生 of 報告)

第3条 登録事業者等は、法第7条第5項に規定する登録住宅（以下「登録住宅」という。）において重大な事故が発生したときは、直ちに別に定める様式により報告し、再発防止の対応方針を定めるものとする。

(定期報告)

第4条 登録事業者等は、毎年7月1日現在における登録事業の業務の状況等について、当該年度の7月末日までにサービス付き高齢者向け住宅事業定期報告書（第2号様式）により市長に報告するものとする。

2 前項に規定する報告には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) サービス付き高齢者向け住宅事業詳細報告書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(立入検査)

第5条 法第24条第1項の規定による立入検査（以下「立入検査」という。）は、原則として次に定める時期に行う。

- (1) 第2条の規定による報告があった日から登録事業を開始する日

の前日まで

(2) 法第5条第2項に規定する登録の更新の申請があったとき

(3) その他法の規定に基づき必要と認めるとき

2 立入検査を行うとき（前項第1号に定める場合を除く。）は、あらかじめ登録事業者等に対し、立入検査の日時、検査内容及び立入検査に必要な書類等を文書により通知するものとする。ただし、急を要する等必要と認めるときは、あらかじめ通知することなく立入検査を行うことができるものとする。

3 法第24条第3項の証明書は、身分証明書（第3号様式）とする。

（立入検査事項）

第6条 立入検査の項目は、別に立入検査チェックリストで定める。

（立入検査の留意事項）

第7条 検査職員（法第24条第1項の規定により立入検査をする職員をいう。以下同じ。）は、立入検査を行うに際し、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 登録住宅への立入検査は、登録住宅及びその職員の正常な業務を妨げないように努めること。

(2) 登録住宅の関係者にあらかじめ立入検査の趣旨を説明し、理解と協力を得られるよう努めること。

（検査結果）

第8条 市長は、立入検査の結果について速やかにサービス付き高齢者向け住宅立入検査結果通知書（第4号様式）により登録事業者に通知するものとする。この場合において、改善し、又は是正すべき事項があると認めるときは、その旨を併せて通知する。

2 前項後段の規定による通知を受けた登録事業者は当該通知に係る事項についての措置状況を、速やかにサービス付き高齢者向け住宅措置状況報告書（第5号様式）により市長に報告しなければならない。

（指示）

第9条 法第25条第1項から第3項までの規定による指示は、サービス付き高齢者向け住宅事業指示書（第6号様式）により行うものとする。

2 前項の指示を受け、法第25条第1項の規定による訂正の申請又は同条第2項若しくは第3項の措置をとった登録事業者等は、速やかにサービス付き高齢者向け住宅事業指示事項改善報告書（第7号様式）により市長に報告しなければならない。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月9日から実施する。